

自家発電設備の基準適合チェック表

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 4 号ロ（ニ）に規定する自家発電設備の基準の要件

項目	審査内容	適合									
構造及び性能	1 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されている。	[適 ・ 否]									
	2 常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものである。 ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあつては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。	[適 ・ 否]									
	3 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。）は、40 秒以内である。 ただし、常用電源の停電後 40 秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）の規定（同告示第 2 第 1 号(10)を除く。）に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りではない。	[適 ・ 否]									
	4 常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものである。 ただし、停電の際自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。	[適 ・ 否]									
	5 発電出力を監視できる電圧計及び電流計を設けられている。	[適 ・ 否]									
	6 定格負荷における連続運転可能時間以上出力できるものである。	[適 ・ 否]									
	7 J I S（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。）B8002-5（往復動内燃機関—性能—第 5 部：ねじり振動）に準じて算出した使用回転速度域において、構造又は性能に有害な影響を及ぼすおそれのあるねじり振動を発生しないものである。	[適 ・ 否]									
	8 自家発電設備の運転により発生する騒音、振動、熱及びガスを適切に処理するための措置を講じている。	[適 ・ 否]									
	9 セルモーター付きの原動機にあつては、セルモーターピニオンと原動機のリングギヤとの不噛み合わせ防止装置が設けられている。	[適 ・ 否]									
	10 9 に定めるセルモーターに使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準に準ずるほか、高率放電用蓄電池（各始動間に 5 秒の間隔を置いて 10 秒の始動を 3 回以上行うことができる容量の蓄電池をいう。）を用いるものである。	[適 ・ 否]									
	11 空気始動式の原動機にあつては、空気タンクの圧力が連続して 3 回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置が設けられている。	[適 ・ 否]									
12 液体燃料を用いる原動機の燃料タンクは、次に定めるものである。 イ その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造られ、かつ、さび止めのための措置が講じられている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タンク容量 (ℓ)</th> <th style="text-align: center;">厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20 を超え 40 以下</td> <td style="text-align: center;">1.0 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40 を超え 100 以下</td> <td style="text-align: center;">1.2 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 を超え 250 以下</td> <td style="text-align: center;">1.6 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">250 を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">2.0 以上</td> </tr> </tbody> </table> ロ 液面計が設けられている。 ハ 圧力タンクにあつては有効な安全装置が、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管がそれぞれ設けられている。 ニ 配管は、金属製のもの又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有するものとし、配管とタンクの結合部分には地震等により損傷を受けないような措置が講じられている。	タンク容量 (ℓ)	厚さ (mm)	20 を超え 40 以下	1.0 以上	40 を超え 100 以下	1.2 以上	100 を超え 250 以下	1.6 以上	250 を超えるもの	2.0 以上	[適 ・ 否]
タンク容量 (ℓ)	厚さ (mm)										
20 を超え 40 以下	1.0 以上										
40 を超え 100 以下	1.2 以上										
100 を超え 250 以下	1.6 以上										
250 を超えるもの	2.0 以上										

構造及び性能	13	<p>原動機の燃料供給は次のいずれかによるものである。</p> <p>イ 定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有される。</p> <p>ロ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものである。</p> <p>（イ） 地表面水平加速度400ガル地震動が加えられた後であっても、燃料が安定して供給されるものである。</p> <p>（ロ） 導管が建築物の外壁を貫通する場合にあつては、次に定める緊急ガス遮断装置（危急の場合に建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されている。</p> <p> a 当該導管の最高使用圧力を加えたときに漏れが生じない遮断性能を有するものである。</p> <p> b ガスの供給を停止せずに点検することができる措置が講じられているものである。</p> <p>（ハ） ガスを圧縮して原動機に供給するものにあつては、ガス圧縮器から安定して圧縮ガスが供給されるまでの間、定格負荷における連続運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものである。ただし、3ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。</p>	[適 ・ 否]
	14	<p>水冷式の内燃機関には、専用の冷却水タンクを設けるものとし、その容量は冷却するのに十分なものである。ただし、冷却塔、熱交換器その他これらに類するものを用いるものにあつては、専用の冷却水タンクを設けることを要しない。</p>	[適 ・ 否]
	15	<p>発電機の固定子は、耐振性を有するものである。</p>	[適 ・ 否]
	16	<p>発電機の回転子は、良質な材料を用いたものである。</p>	[適 ・ 否]
	17	<p>発電機の総合電圧変動率は、定格電圧のプラスマイナス2.5%以内である。</p>	[適 ・ 否]
	18	<p>制御装置は、次に定めるものである。</p> <p>イ 鋼板又はこれと同等以上の強度を有する材料で造られたものである。</p> <p>ロ 手動により原動機を停止させる装置が設けられている。</p>	[適 ・ 否]
		<p>電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前1～18によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものである。</p> <p>ただし、前13ロに定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りではない。</p>	[適 ・ 否]
		<p>キュービクル式自家発電設備の構造及び性能は、前1～18によるほか、次に定めるものである。</p> <p>(1) キュービクル式自家発電設備の種類は、次のとおりとすること。</p> <p> イ 自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）及びこれらの附属装置を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの</p> <p> ロ 自家発電設備の運転に必要な制御装置及び保安装置並びにこれらの附属装置を外箱に収納したもの</p> <p> ハ イ及びロに掲げる機器を外箱に収納したもの</p> <p>(2) 外箱の構造は、次に定めるところによること。</p> <p> イ 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は、鋼板とし、その板厚は、屋外用のものにあつては、2.3mm以上、屋内用のものにあつては1.6mm以上である。</p> <p> ロ 外箱の開口部（へに掲げるものに係るものを除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられている。</p> <p> ハ 外箱は、建築物の床に容易かつ堅固に固定できるものである。</p> <p> ニ 外箱は、消音器及び屋外に通じる排気筒を容易に取付けられるものである。</p> <p> ホ 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。</p>	[適 ・ 否]

構造及び性能	<p>へ 外箱には、次に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていない。 (イ) 表示灯（カバーに難燃性の材料を用いたもの又は防火上有効な措置を講じたものに限る。） (ロ) 冷却水、温水及び潤滑油の出し入れ口 (ハ) 水及び油を抜く管 (ニ) 電線の引き出し口 (ホ) 燃料配管 (へ) (4)に定める換気装置 (ト) 排気筒(3) 内部の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 原動機、発電機、制御装置等の機器は、外箱の底面から10cm以上の位置に収納されている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられたものである。</p> <p>ロ 機器及び配線類は、原動機から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されている。</p> <p>ハ 原動機及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものである。ただし、原動機にガスタービンを用いるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ニ 燃料タンクが外箱に收容されているものにあつては、給油口が給油の際の漏油により電気系統又は原動機の機能に異常を及ぼさない位置に設けられている。</p> <p>ホ 騒音に対して、遮音措置を講じたものである。</p> <p>へ 気体燃料を使用するものにあつては、ガス漏れ検知器及び警報装置が設けられている。</p> <p>(4) キュービクル式自家発電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。</p> <p>イ 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。</p> <p>ロ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下である。</p> <p>ハ 自然換気口によって十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられている。</p> <p>ニ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置及び雨水等の浸入防止措置（屋外用のキュービクル式自家発電設備に限る。）が講じられている。</p>	
表示	<p>自家発電設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造者名又は商標 2 製造年 3 定格出力 4 形式番号 5 燃料消費量 6 定格負荷における連続運転可能時間 	[適 ・ 否]

以上のとおり、消防法施行規則第12条第1項第4号ロ(ニ)に規定する自家発電設備の基準（昭和48年2月10日消防庁告示第1号）の要件すべてに満足していることを証明いたします。

令和 年 月 日

【自家発電設備製造業者】

印